



資料提供
滋賀労働局発表 平成26年5月1日

担当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 小林 弦太
	健康安全係長 木村 秀明
	電話：077-522-6650



労働災害の4年連続増加を回避、前年比2.2%減

～平成25年 滋賀県の労働災害発生状況～

滋賀労働局（局長 野田 律）では、このほど、滋賀県で平成25年に発生した労働災害の状況を取りまとめました。

《ポイント》

1. 休業4日以上¹の死傷災害は、1,422人（前年比-32人、-2.2%）
2. 死亡災害は、12人（前年比+1人）
3. 労働災害が減少に転じた背景としては、①中長期的に災害が増加していた第3次産業への集中的指導の実施、②災害が大幅に増加していた業界団体（製造業、運送業）への災害防止の緊急要請、③初の無災害運動の実施（230事業場が参加）が挙げられると考えています。
4. 平成26年度は、これまでの対策に加えて、近畿6労働局合同で3月に策定した「ゼロ災」の統一ロゴマーク（滋賀版：表題左）の普及などを行い、労働災害防止のための機運の向上を一層図ります。

《解説》

1. 休業4日以上¹の死傷災害

- ① 集計開始後、初の4年連続の増加が危惧されましたが、これを回避しました。
※休業4日以上¹の労働災害件数は、労働安全衛生法が制定された翌年（昭和48年）から集計を開始。3年連続増加は今回が2度目。
- ② 業種別内訳は、建設業が144人（前年比-11.1%）、第3次産業が500人（同-12.9%）と減少した反面、製造業では462人（同+18.2%）、運輸交通業が188人（同+5.6%）と増加しました。
- ③ 発生原因について、「事故の型」別内訳は、全産業計では「転倒」が286人（20.1%）、製造業では機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が131人（28.4%）、建設業では「墜落・転落」が43人（29.9%）で、それぞれ、平成24年と同じく最も多くなりました。
特徴的な事項として、前年との比較で、製造業での「墜落・転落」が+64%（34→55件）、製造業の「高温・低温の物との接触」が+150%（8→20件）と大きく増加しました。

2. 死亡災害

いわゆる交通事故を除くと、8人（前年比－1人）でした。

3. 労働災害減少の背景

- ① 第3次産業は、中長期的に労働災害件数が増加傾向でしたが、平成24年から集中的に事業場での安全対策の実施を指導しており、平成25年は500件（前年比－12.9%）とリーマンショック後を除くと平成17年の484件に次ぐ水準に減少しました。
- ② 製造業と道路貨物運送業の労働災害は、それぞれ、昨年9月末時点で前年比＋26.6%、＋20.0%だったため、昨年10月にそれらの業種などの業界団体に対して労働局長から緊急要請を行い、最終的に前年比＋18.2%、＋6.4%に抑えられました。
- ③ 平成25年に初めて、滋賀県産業安全の日（11月15日）を含む11月の1ヶ月間を「無災害運動期間」として位置づけ、無災害に取り組む事業場の参加を募りました。230事業場が参加し、同月間中、安全衛生対策に集中的に取り組みました。

4. 平成26年度の主な取組計画

滋賀労働局では、平成29年までに年間の死亡者9人以下、死傷者1,250人以下との目標の達成に向けて、「第12次労働災害防止推進計画」（平成25～29年度）に基づく対策を推進しています。平成26年度は、次のような対策に取り組めます。

（平成26年度の主な取組計画）

- ・ 労働災害の増加した製造業への指導の強化（通年）
- ・ 熱中症の予防啓発（5月）
- ・ 建設業労働災害防止強化週間（7月20日から1週間）
- ・ 局長現場パトロール（7月）
- ・ 建設業安全衛生大会（7月）
- ・ 社会福祉施設への説明会（8月）

初めて局署合同で実施する予定です。社会福祉施設では、全国で、ここ10年で雇用者が約2倍に増える中、労働災害はそれを上回り約2.5倍に増えています。

- ・ 滋賀地方安全衛生大会（10月8日）
- ・ 陸上貨物運送業や荷主への説明会（11月、2月）
- ・ 滋賀県産業安全の日（11月15日）
サポーター事業場を募って、事業場に横断幕の掲示をお願いしています
- ・ 滋賀県産業安全の日無災害運動（11月1日から1か月間）
参加事業場を労働局ホームページに掲載して、外部に見える化することにより、労働災害防止に取り組む企業を応援します。
- ・ 建設現場一斉監督・個別指導（12月）

加えて、近畿6労働局合同で3月に策定した「ゼロ災」の統一ロゴマークの使用を呼びかけています。

5. 無災害事業場の表彰

平成26年4月21日に、2事業場に対して、厚生労働省労働基準局長の無災害記録証の伝達授与式（次ページ参照）を行うなど、労働災害防止に向けた機運の醸成を図っています。

(無災害記録証授与事業場)

- 1 事業場名 日本精工株式会社石部工場
事業の種類 玉軸受・ころ軸受製造業
記録の種類 第4種無災害記録時間 1050万時間 (※)
無災害期間 平成19年 1月18日 起算
平成25年11月30日 樹立
- 2 事業場名 新神戸電機株式会社彦根事業所
事業の種類 化学工業
記録の種類 第3種無災害記録時間 1220万時間 (※)
無災害期間 平成12年 5月13日 起算
平成26年 3月 5日 樹立



(注) 写真は新神戸電機株式会社彦根事業所長の宮原憲治さん(写真右)と滋賀労働局長の野田律(同左)。平成26年4月21日。滋賀労働局の局長室において。

(※) 無災害表彰は、業種別・事業場規模別・記録開始時期別に、表彰基準時間を定めており、無災害時間数に応じて、第1種から第5種までの5段階があります。

(参考) 表彰基準時間 (無災害記録時間数)

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
玉軸受・ころ軸受製造業	310万時間	470万時間	700万時間	1,050万時間	1,570万時間
化学工業	540万時間	810万時間	1,220万時間	1,830万時間	2,740万時間

(注) 表は、労働者数100人以上の事業場であって、無災害期間の起算が平成元年4月以降の場合。

図1 休業4日以上之死傷者数の推移

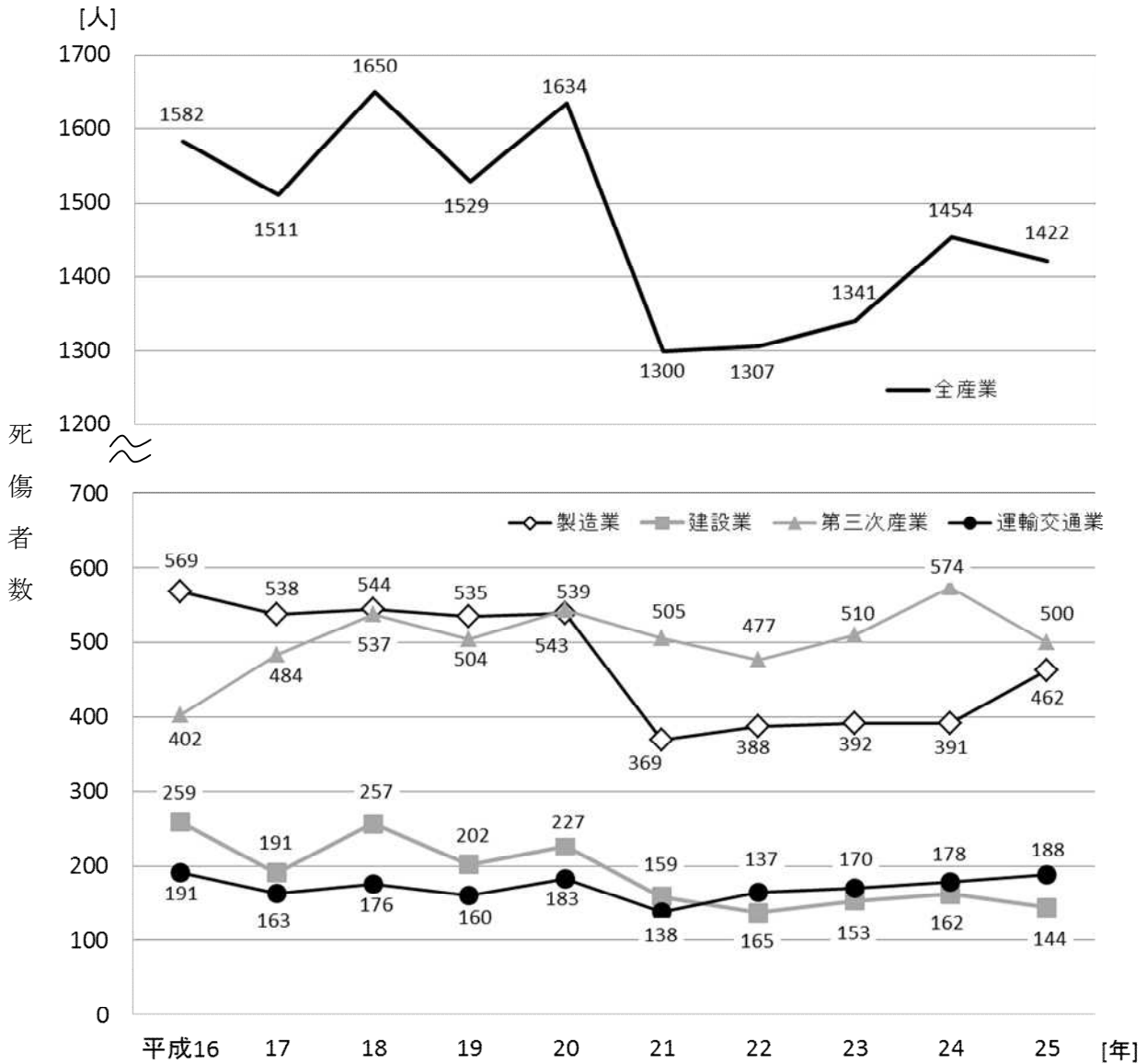


図2 死亡者数の年次推移

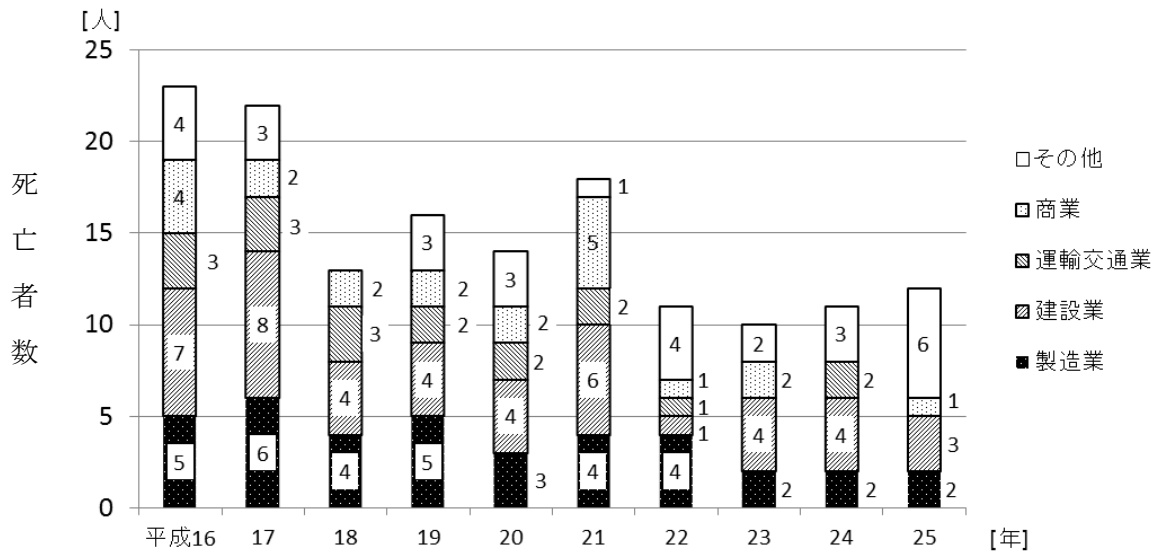


図3 平成25年の休業4日以上死傷災害(前年同期比の増減率、月次推移)
(全産業計)

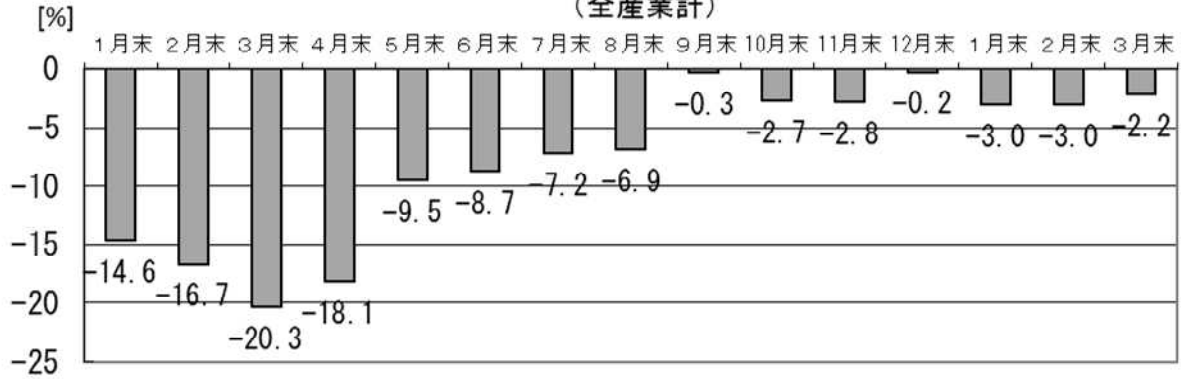


図4 平成25年の休業4日以上死傷災害件数(前年同期併記、月次推移)
(全産業計)

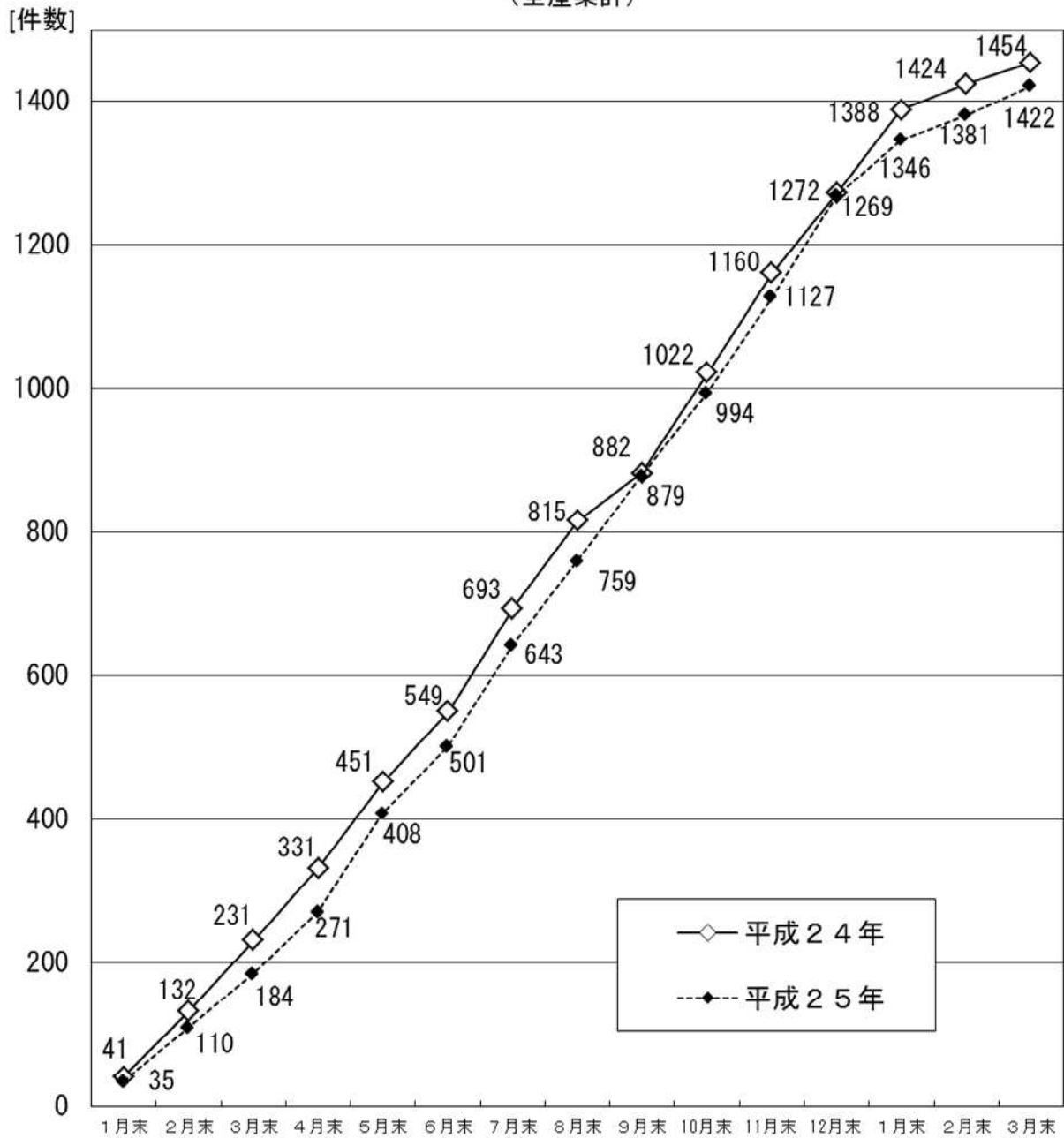


図5 平成25年の休業4日以上死傷災害（前年同期比の増減率、月次推移）
（製造業、道路貨物運送業）

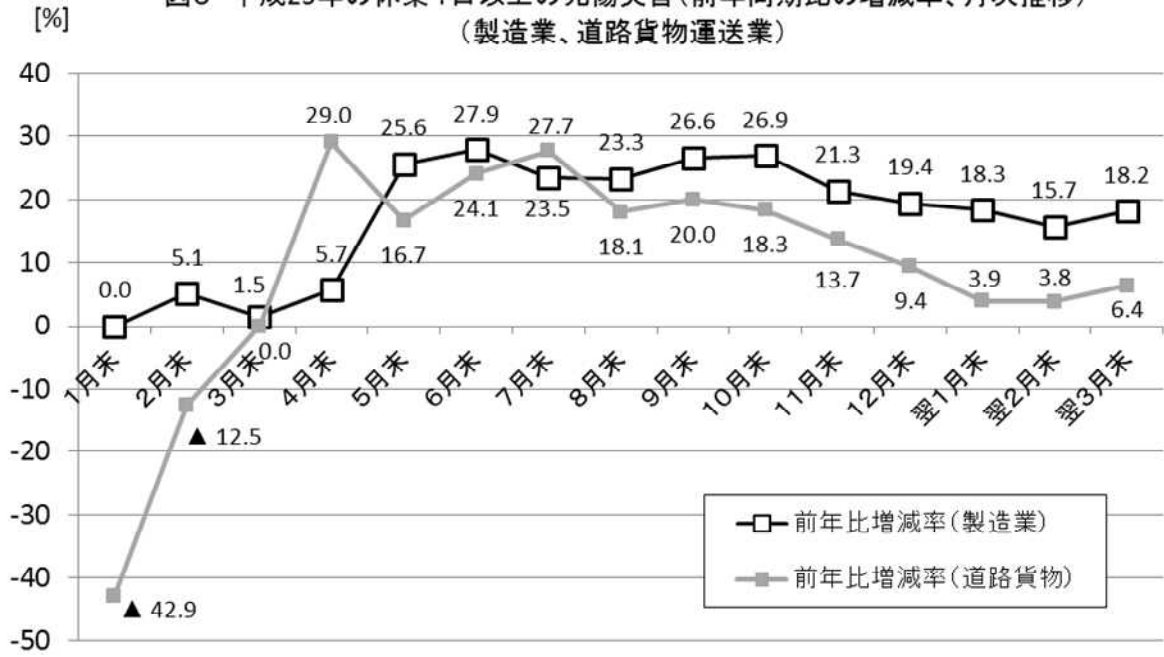


図6 平成25年の休業4日以上死傷災害件数（前年同期併記、月次推移）
（製造業、道路貨物運送業）

